

鹿児島婦人賃金について

横山政敏

目次

はじめに

1. 鹿児島婦人の賃金水準
2. 鹿児島における賃金の性的差別

おわりに

はじめに

わが国労働者の賃金は、依然として国際的「低賃金」という基本性格から脱去していない。その中でも鹿児島の賃金は、かなりの地域間賃金格差の存在によって、全国最下位に近い極端な低水準である。さらに大きな男女別賃金格差が存在し、鹿児島婦人賃金の低位性は極端な例外的なものである。この婦人賃金の例外的低位性が賃金の全体水準引き下げの錘として、鹿児島低賃金構造の最底辺に位置する。

しかもこの鹿児島婦人労働者の中に、常用労働者、臨時工、パート、内職等の階層が幾重にもつくられ、それに応じた極端な差別賃金構造が形成され、下位が上位の賃金を引き下げている。

鹿児島女子の例外的低賃金は、その生活の必要にくらべ、あまりにも不充分な“半人前の低賃金”である。これは鹿児島婦人の自立を基本的に不可能にしている。本稿では、きわめて差別的で、例外的低位性をもつ鹿児島婦人労働者の賃金実態を明らかにすることによって、鹿児島労働婦人の状態分析の一環としたい。

1. 鹿児島婦人の賃金水準

第1表によれば、昭和52年の鹿児島労働婦人の、きまって支給する現金給与の平均は84,800円で、全国47都道府県中、下から7番目の水準である。全国トップ東京より約37,000円も低く、九州トップ沖縄との間にも11,600円もの差がある。特別給与でも、213,700円は全国で下から4番目の水準であり、全国トップ東京より約20万円、九州トップ沖縄より約6万円低い。いかに低賃金であるか明瞭である。

この鹿児島労働婦人賃金の例外的低位性は現論的には労働力価値の低位性と労働力の価値からの価格乖離の大きさにもとづく。鹿児島労働婦人の労働力価値の低位性は、第一は鹿児島女子の教育水準の相対的低さ、不熟練による育成費の低さ、第二には特に婦人の社会生活への参加が他県にくらべ相対的におくれている鹿児島婦人の生活欲求の低さ、必要生活手段の量的少なさに原因がある。鹿児島労働婦人の労働力価値からの価格乖離の大きさの原因は、第一は農村に滞留する大量の婦人の潜在的過剰人口、都市部を中心に存在する大量の中小零細企業婦人労働者、臨時工、パート等停滞的過剰人口などによる過剰人口

第1表 全国の婦人賃金

都道府県名	きまつて支給される現金給与	特別給与	都道府県名	きまつて支給される現金給与	特別給与
	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)
北海道	94.2	248.9	滋賀	99.5	266.6
青森	86.3	178.3	京都	112.7	341.4
岩手	84.1	237.6	大阪	115.5	353.8
宮城	93.8	273.4	兵庫	108.0	332.2
秋田	80.4	207.8	奈良	109.6	308.8
山形	83.2	220.0	和歌山	103.9	288.4
福島	87.3	247.3	鳥取	87.7	236.5
茨木	95.0	254.0	島根	85.9	232.5
栃木	96.7	270.2	岡山	93.0	248.1
群馬	94.2	257.1	広島	100.6	282.6
埼玉	105.8	319.9	山口	93.5	271.1
千葉	105.2	307.1	徳島	88.2	235.1
東京	122.4	411.2	香川	94.7	256.1
神奈川	114.8	352.8	愛媛	87.8	243.7
新潟	86.2	250.0	高知	90.9	265.5
富山	91.3	257.6	福岡	89.6	261.7
石川	94.6	252.6	佐賀	83.7	224.6
福井	91.1	246.2	長崎	87.5	244.0
山梨	96.1	268.9	熊本	86.2	240.6
長野	93.7	297.1	大分	90.0	245.8
岐阜	94.3	231.6	宮崎	82.1	210.6
静岡	99.0	287.4	鹿児島	84.8	213.7
愛知	103.1	295.5	沖縄	96.4	273.2
三重	92.9	254.2			

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

圧力の強さ、第二は鹿児島労働婦人の労働組合組織率の低さ、差別の重圧を直接うけている婦人労働者を中心とした賃金差別に反対する運動の弱さである。

次に鹿児島婦人の新規学卒初任給を『賃金構造基本統計調査』(昭和52年) によってみると、高卒で74,100円となり、全国47都道府県中、24位とほぼ中位に位置する。最下位秋田66,100円より 8,000円高い。トップ東京83,400円との差は約 9,000円で比較的小さい。産業別では、製造業は全国47都道府県中、25位で中位以下、卸売業・小売業は20位で中位よ

り上のはうにある。全体の賃金水準としては全国の最下位近くに位置する鹿児島女子賃金も、高卒の新規学卒者の初任給をとる限り、例外的低賃金という基本性格から脱しているといえる。しかし、高専、短大卒では鹿児島女子は74,500円で高卒の水準とほとんどかわらない低水準で、全国で下から5番目であり、依然全国的にみて例外的賃金という基本性格から脱していない。

次に第2表によって鹿児島労働婦人の賃金階級別分布をみると、その絶対多数が極端な低賃金階級となっている。鹿児島婦人労働者の約60%が8万円未満層であるのに対し、東京女子の場合、これは全体のわずか7%，鹿児島男子の場合、全体の約8%にすぎない。10万円未満層では、鹿児島婦人労働者の、実に85%がこれに属するのに対し、東京女子の場合、これは約38%，鹿児島男子では25%にすぎない。鹿児島労働婦人の賃金分布は鹿児島男子とは勿論、東京女子と比較しても、極端な低位集中型となっている。

賃金分布を産業別にみると第3表となる。特に建設業、製造業に低賃金層が集中している。建設業では7万円未満が全体の約60%，8万円未満層では約75%をしめる。製造業では、7万円未満層が全体の約60%，8万円未満層では約78%をしめる。

このような鹿児島における絶対的低賃金の婦人労働者の大量的存在は、鹿児島婦人労働者の大量的部分の過剰人口的性格を明確に示している。これらは大半、生活の必要を充分みたしえず、生活を自立させることは困難で、ただ家計補助的低賃金層でしかない。またこのような鹿児島婦人賃金の実態は、「技術革新」下の大規模な機械化のもとで進行する労働強化という労働内容に即してあまりにも低すぎる。かなりの生産現場で、婦人が仕事の中心的扱い手となっているという現実に即して考えると、賃金は低すぎる。本来、機械化のもとでの労働の等質性は男女の平等の現実的条件であるが、その資本主義的利用が男女差別を基礎付け、それを固定化させ、婦人賃金を例外的に差別された従属性の水準においてやるのである。

さて、一般に男子に対して差別され、極端な低賃金水準にある鹿児島労働婦人の内部にも産業により、生産労働者と管理・事務・技術労働者とにより、職種により、企業規模により、また雇用形態により極端な賃金差別が存在する。この内部差別による分断が婦人賃金の、全体としての低位固定化に大きな役割をはたすのである。そこで、次にこの婦人内部の賃金差別についてみることにする。

鹿児島婦人賃金を産業別にみると、第4表となる。産業別賃金は、各々の産業部門の労働の構成の違いなどあり、一概に単純比較はできないが、建設、製造業が平均以下であり、製造業の中では女子の典型的な伝統的職場である織維業の低さが著しい。一方金融、保険業、小売業などが高い。

鹿児島婦人の産業別賃金を規模別にみたのが第5表である。1,000人以上規模では、サービス業が1番高く、卸売・小売業、金融・保険業、製造業と続き、建設業が一番低い。10人～99人規模では金融・保険業が圧倒的に高く、以下サービス業、卸売・小売業、建設

業となり、製造業が1番低い。

第2表 賃金分布

	鹿児島女子		鹿児島男子		東京女子	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
4万未満	66	1.05	21	0.22	85	0.10
4~5万未満	402	6.38	15	0.16	179	0.20
5~6万未満	723	11.48	78	0.81	556	0.64
6~7万未満	1,188	18.87	198	2.06	1,552	1.77
7~8万未満	1,346	21.38	488	5.06	3,800	4.34
8~9万未満	1,097	17.42	757	7.86	10,408	11.89
9~10万未満	525	8.34	910	9.44	16,363	18.70
10~11万未満	329	5.22	1,021	10.60	15,660	17.89
11~12万未満	165	2.62	1,001	10.39	11,245	12.85
12~14万未満	204	3.24	1,641	17.03	12,731	14.55
14~16万未満	75	1.19	1,171	12.15	5,699	6.51
16~18万未満	35	0.56	796	8.26	3,090	3.53
18~20万未満	31	0.49	575	6.00	2,104	2.40
20~22万未満	31	0.49	372	3.86	1,209	1.38
22~24万未満	27	0.43	183	1.90	698	.80
24~26万未満	8	0.13	135	1.40	646	0.74
26~28万未満	5	0.08	60	0.62	426	0.49
28~30万未満	9	0.14	66	0.69	294	0.34
30~35万未満	21	0.33	68	0.71	401	0.46
35~40万未満	5	0.08	42	0.44	198	0.23
40~45万未満	4	0.06	11	0.11	81	0.10
45~50万未満	—	—	8	0.08	52	0.06
50~60万未満	1	0.02	5	0.05	26	0.03
60~以上	—	—	14	0.15	21	0.02
計	6,297		9,635		87,520	

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

第6表によると、一般に男子に対し差別された婦人の中でも、生産労働者と管理・事務・技術労働者との間にかなりの賃金格差がみられる。これは、一般に男子に差別された女子の中にも、大半の単純、不熟練の生産労働者と一部の“選ばれた”管理・事務・技術労働者との間に差別・分断をもちこみ、全体としての婦人の賃金引下げを意図する資本の政策によるものである。

第3表 鹿児島女子の産業別賃金分布

	建設業		製造業		卸売・小売業		金融・保険業		サービス業	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
4万未満	6	1147	52	2.32	—	—	2	0.34	4	0.26
4~5	71	17.36	257	11.48	13	1.03	11	1.89	48	3.09
5~6	72	17.60	457	20.42	68	5.38	21	3.60	97	6.30
6~7	106	25.92	573	25.60	211	16.71	24	4.12	247	15.93
7~8	50	12.22	402	17.96	338	26.76	123	21.10	378	24.37
8~9	58	14.18	260	11.62	330	26.13	82	14.07	279	17.99
9~10	23	5.62	126	5.63	116	9.18	71	12.18	155	9.99
10~11	8	1.96	61	2.73	87	6.89	44	7.55	121	7.80
11~12	11	2.69	23	1.03	42	3.3.33	21	3.60	63	4.06
12~14	—	—	27	1.21	37	2.93	40	6.86	97	6.25
14~16	—	—	9	0.40	6	0.48	19	3.26	34	2.19
16~18	—	—	—	—	7	0.55	19	3.60	9	0.58
18~20	3	0.73	2	0.09	1	0.08	21	2.22	3	0.19
20~22	—	—	1	0.04	8	0.63	13	4.46	8	0.52
22~24	—	—	—	—	—	—	26	0.46	1	0.06
24~26	—	—	—	—	—	—	3	0.51	5	0.32
26~28	—	—	—	—	—	—	4	0.69	1	0.06
28~30	—	—	—	—	—	—	9	1.54	—	—
30~35	—	—	—	—	—	—	21	3.60	—	—
35~40	—	—	—	—	—	—	5	0.86	—	—
40~45	—	—	—	—	—	—	4	0.69	—	—
45~50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50~60	—	—	—	—	—	—	1	0.17	—	—
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	409		2238		1263		583		1551	

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

鹿児島婦人賃金を職種別に見ると、年令、勤続年数の相異などあり、一概にはいえないが、保険外交員、看護婦等若干を除いて、一般に低く、とりわけミシン縫製工、看護補助者、ビル清掃員、ラジオ、テレビ組立工等伝統的な婦人の専門的職種部門の賃金が低い（第7表）。

第8表のように、鹿児島婦人賃金には明確な規模間の賃金階層性が存在する。産業計で

第4表 鹿児島女子の産業別賃金

	きまつて支給する現金給与額	手間賞与その他特別給与額
産業計	84.8 (千円)	213.7 (千円)
建設業	71.9	114.9
製造業	70.9	159.8
食料品	71.5	161.6
織繊維	63.2	107.0
機械金属	79.8	214.4
卸売業・小売業	85.5	201.4
卸売業	88.5	238.8
小売業	85.1	394.7
金融・保険業	129.0	427.8
サービス業	89.7	241.6

第5表 規模別にみた鹿児島女子の産業別賃金

	1,000人以上規模		100人～999人規模		10人～99人規模	
	きまつて支給する現金給与額	特別給与額	きまつて支給する現金給与額	特別給与額	きまつて支給する現金給与額	特別給与額
産業計	(千円) 120.2	(千円) 383.6	(千円) 83.2	(千円) 231.8	(千円) 76.5	(千円) 155.6
建設業	88.6	642.4	70.3	80.2	72.3	120.1
製造業	90.0	568.7	71.5	436.9	65.6	297.7
食料品	91.3	255.1	66.4	193.2	69.0	100.8
織繊維	69.9	133.4	64.9	135.4	60.5	80.7
機械金属	127.7	330.1	85.7	267.7	64.5	118.5
卸売業・小売業	111.3	430.1	87.0	192.1	80.7	180.1
卸売業	104.0	149.2	94.7	266.2	81.9	218.9
小売業	118.6	545.6	82.2	134.1	81.5	166.3
金融・保険業	139.4	443.8	85.9	348.3	103.6	469.3
サービス業	70.3	169.0	98.3	331.3	85.8	200.1

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

第6表 鹿児島女子生産労働者と管理・事務・技術労働者
の賃金（現金給与額、規模30人以上、昭和51年）

	生産労働者	管理・事務・技術労働者	管理・事務・技術労働者 を100とする生産労働者
建設業	52,725 (円)	92,640 (円)	56.9
製造業	72,239	101,925	70.9
食料品・たばこ製造業	68,575	92,838	73.9
織維工業	63,834	105,410	60.6
木材木製品製造業	67,177	89,253	75.3
パルプ紙加工品製造業	96,168	107,866	89.2
出版・印刷同関連産業	87,730	168,020	52.2

資料 労働省「毎日勤労統計調査」

第7表 鹿児島女子の職種別賃金

	きまつて支給する現金給与額	特 別 給 与 額
キイ・パンチャー	(千円) 83.5	(千円) 249.9
内線電話交換手	90.2	292.5
用務員	67.5	143.5
ミシン縫製工	64.7	134.8
ラジオ・テレビ組立工	70.1	3.0
百貨店店員	100.2	321.7
販売店店員	81.1	153.8
保険外交員	155.0	409.4
給仕人	79.7	111.6
ビル清掃員	68.4	76.3
看護婦	131.8	382.0
准看護婦	92.2	203.1
看護補助者	67.6	98.5

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

みて、きまつて支給する現金給与額で、1,000人以上規模と 100～999人規模との間に約30%，10～99人規模との間に約35%の、かなり大きな格差が存在する。これを産業別にみると、サービス業では逆格差が存在し、小規模ほど賃金が高くなっているが、それ以外はすべて順格差がみられる。格差の幅は産業によって、それほどことならないが、機械金属業や小

第8表 鹿児島女子の規模別賃金格差(1,000人以上規模=100)

	100~999人規模		10~99人規模	
	きまつて支給する現金給与	特別給与	きまつて支給する現金給与	特別給与
産業計	69.2	60.4	63.6	40.6
建設業	79.3	12.5	81.6	18.7
製造業	79.4	76.8	72.8	52.3
食料品	72.7	75.7	75.6	39.5
織維	92.8	101.5	86.6	60.5
機械金属	66.7	81.7	50.5	35.9
卸売・小売業	78.2	44.7	72.5	41.9
卸売業	91.1	178.4	78.8	146.7
小売業	69.3	24.6	68.7	30.5
金融・保険業	61.6	78.5	74.3	105.7
サービス業	139.8	196.0	122.0	118.4

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

売業が比較的大きく、建設業や卸売業が小さくなっている。同様の規模間格差は、卸売・小売業、金融・保険業、サービス業等第3次産業を除き、特別給与にもあり、それは概して、きまつて支給する現金給与よりいっそう大きなものになっている。一般に規模間賃金格差の原因は独占による中小企業収奪及び規模間の支払能力格差や組織力格差等であり、労働力の質の差や労働力構成の相違は平均レベルでの規模間賃金格差の一因ではあるが、主たる原因ではない。

次に、第9表によって、鹿児島における常用婦人とパートタイマー（女子労働者）との間の賃金格差について検討する。昭和40年以降の婦人労働者の総パート化政策進展の中で、鹿児島でも婦人のパートタイム雇用が急速に増加している。職種は、製造業では単純製造作業、卸売・小売業では販売作業、金融・保険業では単純な一般事務作業など不熟練の単純作業従事者が比較的多い。その労働時間は、産業計で、1日当り所定内実労働時間数6時間、実労働日数23日、製造業では各々7時間、22日、卸売・小売業では各々6時間、24日となり、ほとんど常勤と同じである。当初はただ景気調整弁的機能のみをもつ単純労働力として位置付けられていたパートタイマーは「技術革新」の進展の中で、今日では明確に企業の恒常的基幹的労働力となっている。つまり名前はパートタイマーだが、実質はフルタイマーなのである。にもかかわらず、賃金は正規の常用婦人より大きく差別された低賃金である。

産業計で、鹿児島女子パートの平均時給は348円で、鹿児島女子常用406円にくらべ58

第9表 鹿児島におけるパートタイマー(女子)と女子常用労働者の賃金

		年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働日数 (日)	1日当たり所定内実労働時間	1日当たり所定内給与額 (円)	平均月収 (円)	特別給与 (円)
産業計	パート	43.0	3.1	23	6	348	48,024 (62.8)	53,700 (25.0)
産業計	常用女子	42.6	5.3	188		406	76,500	191,900
	常用男子	42.6	11.2	192		794	152,500	516,400
製造業	パート	42.5	3.5	22	7	309	47,586 (70.6)	60,700 (36.9)
	常用女子	42.5	5.2	186		362	67,400	164,300
	常用男子	42.4	9.9	192		713	136,900	451,700
卸売・ 小売業	パート	40.8	2.4	24	6	353	50,832 (65.7)	33,600 (17.9)
	常用女子	42.4	5.1	201		385	77,400	187,500
	常用男子	42.6	13.2	194		943	183,000	698,600

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

円低く、製造業ではパートの平均時給は309円であり、常勤の362円より53円低く、卸売・小売業でも、常勤の385円に対し、パートは353円で、32円低い。鹿児島男子常用の平均時給は産業計で794円であるから、女子パートの平均時給はこの半分以下ということになる。女子パートの平均月収は産業計で48,024円（6時間×23日×348円）で、常用76,500円の約63%と40%近く低く、製造業で約30%，卸売業・小売業で約35%低い。このようにパートの賃金は例外的に低く、勤続に応じる賃金上昇もほとんどない。一時金も例外的に低く（産業計で約54,000円で、常勤の約30%），また身分も不安定で極端に劣悪な労働条件のもとにある。

パートの平均年齢は43才（産業計）と高いが、これはパートの多くが中高年主婦であることを示している。資本は所謂若年定年制や結婚退職制、出産退職制のもと、婦人労働者を結婚適齢期を一つの目安に半ば半強制的に職場をおいやり、一定の間、家庭におしこめ育児等手間のかからなくなつた時点で、極端に低賃金のパートタイマーという形で“再雇用”

第10表 女子労働者の所定内労働時間の全国比数

都道府県名	所定内労働時間	都道府県名	所定内労働時間	都道府県名	所定内労働時間
北海道	186	石川	187	岡山	184
青森	191	福井	188	広島	183
岩手	187	山梨	184	山口	184
宮城	182	長野	180	徳島	188
秋田	188	岐阜	184	香川	185
山形	186	静岡	183	愛媛	186
福島	185	愛知	180	高知	186
茨城	183	三重	182	福岡	182
栃木	183	滋賀	180	佐賀	186
群馬	184	京都	180	長崎	187
埼玉	179	大阪	175	熊本	187
千葉	178	兵庫	176	大分	187
東京	170	奈良	184	宮崎	186
神奈川	172	和歌山	186	鹿児島	188
新潟	184	鳥取	189	沖縄	187
富山	182	島根	186		

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

第11表 産業別にみた鹿児島女子の所定内労働時間

産業	計	女子	男子
		(時間)	(時間)
産業	計	188	192
建設業		188	195
製造業		187	191
食料品		189	196
織維		188	—
機械金属		181	188
卸売業・小売業		195	196
卸売業		196	196
小売業		195	195
金融・保険業		165	169
サービス業		195	195

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

するのである。つまりパートタイマー制度を実質化するため、婦人労働者を結婚、出産を契機に半ば強制的にいったん退職させる。いったんは「家庭にかえれ」で切り捨てその労働力を再び「能力をいかせ」といって、パートタイマーとして再雇用する。これを技術的に可能にしたのが、昭和30年代と40年代に進行した急速な「技術革新」下の機械導入であり、それにもとづく婦人労働の質的変化=労働内容の可能な限りの単純化である。つまりパートタイマーは「技術革新による合理化の産物」といえる。そしてこのようなパートタイマー化=一家総働きの多就業構造を普遍化したのが物価上昇、重税等による家計支出の増大と主幹労働力（夫）の低賃金との矛盾増大による生活の窮

第12表 鹿児島女子の規模別所定内労働時間

	1,000人以上規模 (時間)	100～999人規模 (時間)	10～99人規模 (時間)
産業計	170	188	193
建設業	173	190	187
製造業	182	185	189
卸売業・小売業	165	196	198
金融・保険業	163	168	176
サービス業	216	191	196

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

乏化である。

鹿児島婦人パートタイマーの賃金の全国比較をすると、鹿児島は全国最下位で、トップの東京511円との間には1時間当たり163円のひらきがある。製造業では大分(303円)、青森(308円)について、全国で下から3番目に低い。トップ東京447円とは139円の格差がある。卸売業・小売業では宮崎(340円)、熊本(344円)、沖縄(352円)について下から4番目に低い。トップ東京513円より160円低い。

ところで賃金水準を問題にする際、必ず労働時間も合わせ検討しなければならない。そこで鹿児島労働婦人の労働時間についてみると、第10表によると、概して低賃金県ほど所定内労働時間が長く、高賃金ほど短い。鹿児島労働婦人の所定内実労働時間数は188時間で、全国で上から3番目である。従って、この点をあわせて考えると、鹿児島婦人の低賃金はいっそう深刻である。全国で一番所定内実労働時間が短い東京の170時間との間には18時間もの差がある。

鹿児島労働婦人の労働時間を産業別にみると、卸売業、サービス業が異常に長く、金融・保険業がかなり短くなっている(第11表)。

さらにこれを規模別にみたのが第12表で、これから大規模企業ほど労働時間が短いことがわかる。従ってこの点を考えると、規模間賃金格差は統計上にでるものより、実際はもっと大きいことになる。サービス業では各規模企業とも、概して労働時間が長い。とりわけ1,000人以上規模では216時間ということで、異常なまでである。

2. 鹿児島における賃金の性的差別

昭和52年で、鹿児島の婦人賃金は男子の57.8%である。昭和45年ではこの値は44.8%であったので、格差は縮少傾向にあるといえる。しかしこれも主要に若年層の格差縮少によるのであって、中高齢層では格差はむしろ拡大している部分もあり、すべての年齢層にわたっての格差縮少ではない。

このような極端な男女賃金差の存在は、職務・職能給化と結合した昭和40年以降の政府

資本の労働力対策（婦人雇用の積極的低賃金利用）＝婦人の“能力開発”政策強化によって補強された。職務・職能給のもと、婦人は一般に単純労働を理由に低いランクに格付けられることによって、その差別的低賃金と固定化が合理化される。職務・職能給化は機械化のもとで進む男女労働内容の等質化を背景とした賃金差別に対する労働者の不満のこうようをそらし、「合理的」粉飾をこらし、新しく差別賃金を再編成することをねらいとした。

また職務・職能給化はこのように単に男女賃金格差を助長するのみならず、同じ婦人間にも、低いランクに、従って極端な低賃金への位置づけられる、大多数の婦人労働者と、会社側の意向にあう、従って上のランクに、相対的高賃金に位置付けられる、ごく少数の「能力ある女性」との、差別による分断をもちこむ。このように職務・職能給化は多面的に差別と分断をもちこむことにより、賃金の低位化を促進する。

本来「技術革新」下の機械化の進行は熟練の不用化、労働の簡単化を通じ、男女の労働差を縮少し、実質的平等条件を成熟させる。しかし資本主義下では、これが資本の搾取強化のため利用され、職務・職能給化等賃金形態の“改悪”と結びつき、逆に男女差別を基礎付け固定化させるのである。この男女の著しい賃金差別こそ、婦人一般の例外的低賃金をもたらしているのである。このように大きな賃金格差は他の高度に発達した資本主義国には類例をみない。これらの国々にも男女賃金格差は存在するがせいぜい2～3割である。

ではこのような男女賃金格差存在の理由は何か。それは、他の賃金格差同様、労働力の価値差と、労働力の価値からの価格乖離の不均等である。男女の労働力の価値差の原因としては、(一)教育の不均等などによる育成費格差(二)婦人の生活欲求の抑制などがある。男女の労働力の価値からの価格の乖離の不均等の原因は(一)相対的過剰に圧力の差、(二)労働組合の組織率格差などである。ところで、育成費については、婦人の教育水準の一般的向上などにより、また婦人の社会進出の前進による、婦人の生活欲求の増大などにより、資本主義の発展にともない労働力の価値差は縮少傾向にある。しかし、労働力の価値からの価格の乖離差、婦人の大量的社会進出による供給圧力の増大により、またその進出形態が臨時工、パート等不安定不熟練雇用形態が多いことにより相対的過剰人口圧力の差が拡大すること及び依然として大きな労働組合の組織率格差の存在などにより、むしろ拡大する。この結果、男女賃金格差は労働力の価値差の縮少にも拘らず、資本主義の発展の中で、依然大きなものとして存在するのである。

第13表は鹿児島の男女別賃金格差を産業別にみたものだが、製造業(51.8)、建設業(52.7)が特に大きく、金融・保険業は66%で比較的小さくなっている。

第14表のように初任給段階でわずかだが男女格差がある。かなりの民間企業が初任給で既に差別をしていると思われる。同じく高校を卒業したばかりの労働者に性により賃金差をつけることは明らかに男女同一労働同一原則に反する差別賃金である。しかし、資本は一般に職務の個人差等を口実に差別でないと説明する。しかし初任給で差をつけることが

第13表 鹿児島における産業別にみた男女別賃金格差

	男 子 賃 金 (円)	女 子 賃 金 (円)	男子= 100%の 場 合 の 女 子
産 業 計	146.9	84.8	57.7
建 設 業	136.4	71.9	52.7
製 造 業	136.9	70.9	51.8
食 料 品	139.8	71.5	51.1
機 械 金 屬	140.8	79.8	56.7
卸 売 業・小 売 業	144.9	85.5	59.0
卸 売 業	146.3	88.5	60.5
小 売 業	145.8	85.1	58.4
金 融・保 保 業	175.4	129.1	66.0
サ ー ビ ス 業	142.3	89.7	63.0

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

第14表 鹿児島における新規学卒者の男女別賃金格差 (高卒)

	男 子 (千円)	女 子 (千円)	男子=100とした女子
産 業 計	76.3	74.1	97.0
製 造 業	77.0	75.0	97.0
卸 売 業・小 売 業	76.1	75.9	99.0

資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」

労基法4条との関係で、何かと面倒なので、このことにちゅうちょする資本は昇格・昇給でいっそう大きな差別をする。

次に鹿児島の生産労働者に限り、その男女賃金格差をみると、一般に管理・事務・技術労働者に対し差別された生産労働者の中にも、男女間に40%から60%の大きな格差がある。その中でも建設業、食料品たばこ製造業が比較的大きく、木材製品製造業等は比較的小さい(第15表)。

第16表は管理・事務・技術労働者の場合にも、男女間でかなりの賃金格差があることを示している。本来、同じ管理・事務・技術労働者でありさほど労働内容の違いは考えられないのだから、約40%から60%に及ぶ格差は明確に差別である。第15表と対比するとわかるのだが、すべての産業において女子の管理事務、技術労働者の賃金が男子の生産労働者より、かなり低くなっているのが現状である。その格差が建設業で27%，製造業で31%，

第15表 鹿児島における生産労働者の男女別賃金格差(現金給与額, 規模30人以上, 昭和51年)

	男 子 (円)	女 子 (円)	男子 = 100とした女子
建 設 業	126,010	52,725	41.8
製 造 業	148,470	72,239	48.7
食料品たばこ製造業	148,099	68,575	46.3
繊 維 工 業	124,916	63,834	51.1
木材木製品製造業	111,488	67,177	60.3
パルク紙加工製造業	196,926	96,168	48.8
出版印刷同関連産業	176,764	87,730	49.6

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

食料品たばこ製造業で37%, 繊維業で16%, 木材製品製造業で20%, パルプ業で45%となっている。

最後に第一図で、規模別、年齢別に鹿児島の男女間賃金を検討する。まず規模計で指摘できるのは婦人賃金には年齢別階層性がほとんどないということである。婦人賃金の年齢による上昇幅はわずか40%にすぎず、男子賃金の年齢による上昇幅約2.5倍にくらべ、比較にならないほど小さい。婦人賃金は25~29才層89,700を頂点にダウン傾向に転じ、40~44才78,400を底にまたゆるやかな上昇傾向に転ずる。男子は45~49才層165,300円を頂点にダウン傾向に転じ、以後一直線に下がる。このように婦人賃金が25~29才層を頂点にダウン転じる理由は、こうである。婦人の昇格曲線は30才前までゆるやかなカーブで上昇するが、このあたりになると、若干定年制や結婚退職制等の差別によって退職を余儀なくされる婦人が多いことによっている。つまり婦人の場合、男子と対照的に短期雇用が一般的で一定年齢に達すると、半ば強制的に退職させられる傾向が強いのであり、このことが原因の最大のものである。勿論差別をはねのけ勤続を続ける婦人も近年は多くなっているが、この場合も昇格カーブは男子にくらべかなりゆるやかなものとなる。

以上のようにみると、婦人の低賃金問題は決して若年層に限定されない、全年齢層の問題であることが明瞭となる。

次に年齢別賃金格差を規模別にみると、男女とも年齢別賃金格差がもっとも大きいのは1,000人以上規模であり、次に100~999人規模、最後に10~99人規模となる。しかし婦人の場合100~999人規模、10~99人規模ではほとんど年齢別賃金階層幅はない。つまり婦人の場合、1,000人以上規模の場合を除き、年齢による賃金上昇がほとんどみられず、横バイとなる。従って概して婦人賃金は年齢に拘らず“半人前の賃金”にならざるをえない、1,000人以上規模では、婦人に関しても約2.5倍の年齢間格差が存在し、男子型の昇格曲線に近くなっている。のことは大規模企業では女子についても年功序列型賃金の影響が一定強いことの反映である。

第16表 鹿児島における管理・事務・技術労働者の男女別
賃金格差（現金給与、規模30人以上、昭和51年）

	男 子 (円)	女 子 (円)	男子 = 100 とした女子
建 設 業	199,952	92,640	46.3
製 造 業	207,279	101,925	49.2
食料品たばこ製造業	194,050	92,838	47.8
繊 維 工 業	183,218	105,410	57.5
木材木製品製造業	165,497	89,253	53.9
パルプ紙加工製造業	248,612	107,866	43.4
出版・印刷同関連産業	291,998	168,020	57.5

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

しかし、この1,000人以上規模の場合でも婦人は頂点に達して161,900円（50～54才）で、男子の頂点257,900円（50～54才）にくらべ、その約6割にすぎず、低賃金という基本性格から脱していないといえる。

おわりに

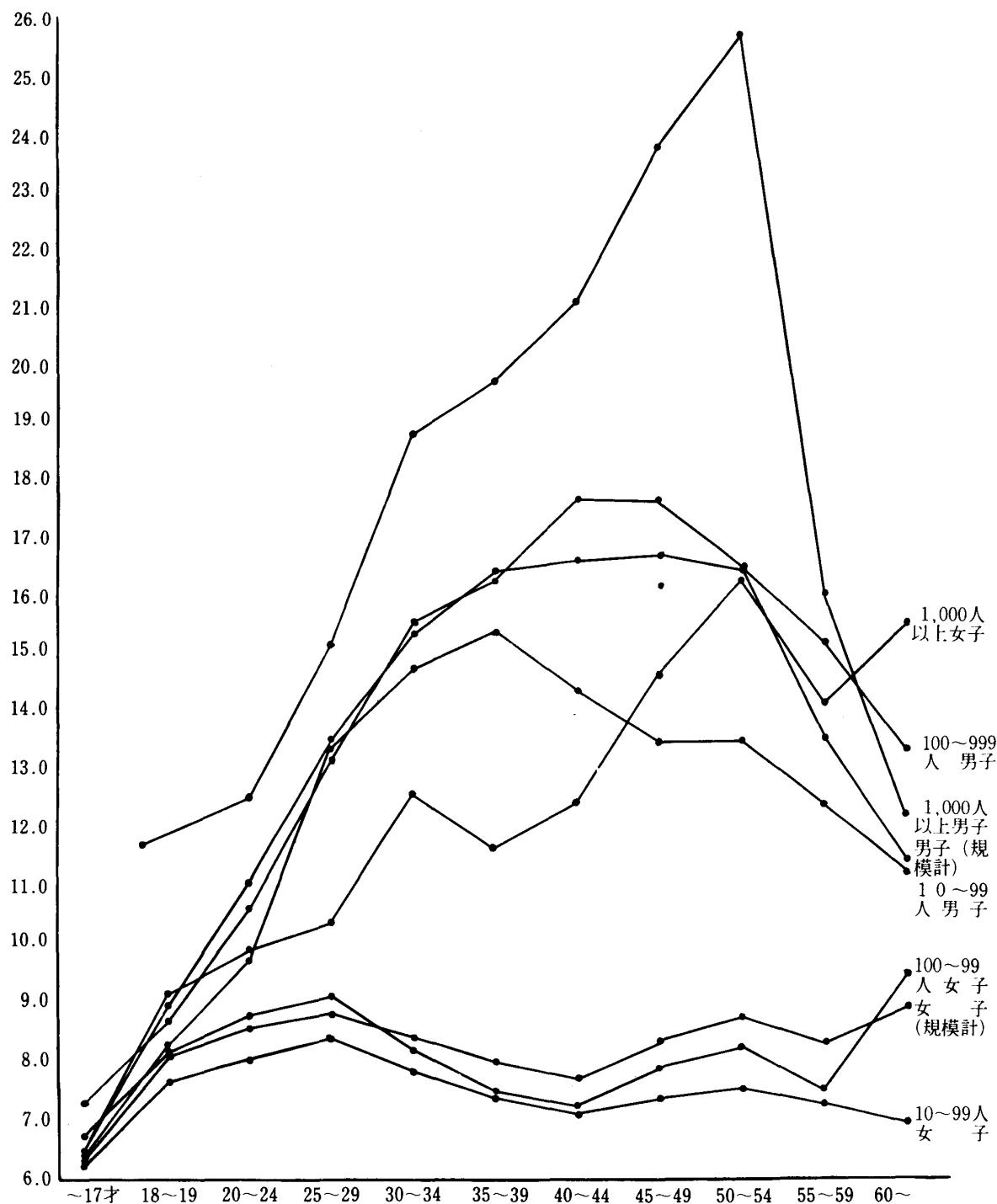
以上種々の資料を使った分析で明確となった鹿児島労働婦人の極端な低賃金は鹿児島婦人の全面的過剰人口的性格及びこのような婦人が鹿児島労働者の約3分の1を占めるという階級構成上の状況、さらに婦人の低賃金利用をいっそう促進せんとする政府・資本の政策（つまり婦人の総パートタイマー化政策と職務・職能給化による新しい差別分断政策）によって引きおこされたものであるといえる。

資本主義発展の地域間不均等にもとづく資本主義的“後進性”を特徴とする鹿児島も、昭和30年代、40年代に急速な資本蓄積を展開し、「技術革新」を軸とする「合理化」がすすめられた。コンピューター化、オートメ化を背景とした大規模な機械化が可能な限り、労働過程を単純化し、婦人を益々、いっそう低賃金の、恰好の「人間的搾取材料」として資本が利用する現実的契機となっている。

このような婦人低賃金は、持続的物価騰貴の中で、労働者の人間的な精神的要求の充足、文化生活の享受を不可能にするどころか、労働強化による肉体的疲労の回復すら不可能にするという生理的限界に婦人をおしやる。

以 上

第1図 鹿児島における年齢別にみた男女別賃金格差



資料 昭和52年「賃金構造基本統計調査」